

酸素欠乏危険作業特別教育

※ 硫化水素危険作業含む

事業者は、労働安全衛生法（安衛法第59条、酸素欠乏症等防止規則第12条第2項）により、「酸素欠乏危険場所における作業に係る業務」に労働者を従事させる場合は、特別教育を行わなければならない事となっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により酸素欠乏危険作業特別教育を実施致しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 令和4年8月2日（火）9:00～15:50（受付8:35～8:50）
2. 会 場 アイ・ドーム（一関市東台50-46）
3. 受講料 **【会員】 8,580円**（消費税10%込）（受講料7,150円 テキスト代1,430円）
【非会員】 10,230円（消費税10%込）（受講料8,800円 テキスト代1,430円）
※個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
4. 申込締切日 **7月26日（火）**ただし先着**30名**に達し次第締切らせていただきます。
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
5. キャンセルの取扱 **7月26日（火）以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
6. 申込方法 裏面「**受講申込書**」により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。（FAX可）
〒021-0873 一関市台町8-23 TEL **0191-23-7729** FAX **0191-23-7720**
※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

7. カリキュラム

時間	講習科目
8:50～9:00	オリエンテーション
9:00～10:00	酸素欠乏症などの症状（60分）
10:05～10:55	事故の場合の退避及び救急処置の方法（50分）
11:00～12:00	酸素欠乏等の発生の原因（60分）
13:00～14:30	その他の酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項（90分）
14:30～14:40	事故の場合の退避及び救急処置（10分）
14:50～15:50	空気呼吸器等の使用の方法（60分）

※ 休憩 10:00～10:05、10:55～11:00、昼食休憩 12:00～13:00、休憩 14:40～14:50

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

8. その他 (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (2) 受講票は、受付終了後（振込確認後）お渡し、又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- (3) 昼食をご持参下さい。（幹旋も致します。詳細は別途ご案内致します。）
- (4) 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
- (5) 所定労働時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。
- (6) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

酸素欠乏危険作業特別教育受講申込書

令和4年8月2日(火)

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称【注】参照		
現住所	〒 — (番地まで詳しくご記入下さい) TEL 緊急用(携帯電話等)		

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務先	所在地	〒 — (番地まで詳しくご記入ください)		担当者名 内線()
	事業場名 代表者名	TEL	FAX	
※該当箇所にお印を お付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会賛助会員	会員	非会員	受講料振込予定日 月 日
	受講票及び修了証送付希望先	勤務先	自宅	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

- 【注】● 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 忘れずに担当者名をご記入下さい。
 - 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。
 - 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。いずれも受講当日原本等を提示して下さい。 ※旧姓/通称:住民基本台帳法施行令に基づくものに限り。 (旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること)